

千葉市霊園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第32号

千葉県霊園管理規則の一部を改正する規則

千葉県霊園管理規則（昭和39年千葉県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は合葬式墓地」を「、合葬式墓地又は合葬式樹木葬墓地」に改め、同条第1号イ中「及び」の次に「ウ並びに」を加え、「2親等内」を「2親等以内」に改め、同条第2号中「合葬式墓地の使用許可を受けようとする者の」を「合葬式墓地又は合葬式樹木葬墓地の使用許可を受けようとする者の」に改め、同号イ中「合葬式墓地の使用許可を受けようとする者が」を「合葬式墓地又は合葬式樹木葬墓地の使用許可を受けようとする者が」に、「2親等内」を「2親等以内」に改め、同号ウ中「配偶者」を「配偶者等」に、「2親等内」を「2親等以内」に改め、同条第3号中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加え、「2親等内」を「2親等以内」に改め、同条第4号中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加える。

第4条中「合葬式墓地」を「一般墓地、合葬式墓地又は合葬式樹木葬墓地」に改める。

第6条第2項中「又は合葬式墓地」を「、合葬式墓地又は合葬式樹木葬墓地」に改める。

第7条第1項中「又は桜木霊堂の」を「、桜木霊堂又は合葬式樹木葬墓地の」に、「又は桜木霊堂使用許可申請書（様式第3号）」を「、桜木霊堂使用許可申請書（様式第3号）又は合葬式樹木葬墓地使用許可申請書（様式第3号の2）」に改め、同条第2項第4号中「原戸籍、」を削り、同項第6号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条第3項中「合葬式墓地の」を「合葬式墓地又は合葬式樹木葬墓地の」に改め、「合葬式墓地使用許可申請書」の次に「又は合葬式樹木葬墓地使用許可申請書」を加え、同項第1号エ中「原戸籍、」を削り、同号カ中「その他」を「アからキまでに掲げるもののほか、」に改め、同号カを同号クとし、同号オの次に次のように加える。

カ 合葬式墓地の直接合祀の区分に係る使用許可及び合葬式樹木葬墓地の使用許可を申請する場合にあっては、埋蔵された焼骨は返

還されないことについての同意書

- キ 合葬式樹木葬墓地の粉状焼骨の区分に係る使用許可を申請する場合にあっては、使用許可に係る焼骨を粉状にすること等についての同意書

第7条第3項第2号イ中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加え、「原戸籍、」を削り、同号ウ中「その他」を「アからエまでに掲げるもののほか、」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

- ウ 申請者の配偶者及び2親等以内の血族関係を証明する戸籍の全部事項証明書等（合葬式墓地の直接合祀の区分に係る使用許可及び合葬式樹木葬墓地の使用許可を申請する場合に限る。）

- エ 配偶者等及び2親等以内の血族からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書（合葬式墓地の直接合祀の区分に係る使用許可及び合葬式樹木葬墓地の使用許可を申請する場合に限る。）

第7条第3項第3号ウ中「その他」を「アからウまでに掲げるもののほか、」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

- ウ 合葬式墓地の直接合祀の区分に係る使用許可及び合葬式樹木葬墓地の使用許可を申請する場合にあっては、埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書

第7条第4項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第8条の見出しを「（使用の許可証）」に改め、同条中「又は桜木霊堂の」を「、桜木霊堂又は合葬式樹木葬墓地の」に、「合葬式墓地使用許可証（様式第5号）又は桜木霊堂使用許可証（様式第6号）」を「合葬式墓地使用許可証（30年後合祀）（様式第5号）、合葬式墓地使用許可証（直接合祀）（様式第5号の2）、桜木霊堂使用許可証（様式第6号）又は合葬式樹木葬墓地使用許可証（様式第6号の2）」に改める。

第9条中「又は桜木霊堂」を「、桜木霊堂又は合葬式樹木葬墓地」に改め、「及び」の次に「条例第20条第3項の規定による」を加え、「が生じた」を「の許可を受けた」に改め、同条第2号ア中「承継使用

届（様式第8号）」を「承継届（様式第8号）」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 承継許可証

第11条第1項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改め、同条第2項第1号中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（承継の申請）

第11条の2 条例第20条第3項の規定により、一般墓地、合葬式墓地、桜木霊堂又は合葬式樹木葬墓地の使用者の地位の承継の許可を受けようとする者は、承継許可申請書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

- （1）被承継者の使用許可証
- （2）承継者の住民票の写し
- （3）死亡を原因とする承継にあつては、被承継者の除かれた戸籍の全部事項証明書等
- （4）被承継者の配偶者及び2親等以内の血族関係を証明する戸籍の全部事項証明書等
- （5）祭祀を主宰する者であることわかる書類（承諾書等）
- （6）死亡以外の原因による承継にあつては、承継原因を証する書類
- （7）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（承継の許可証等）

第11条の3 指定管理者は、条例第20条第3項の許可をしたときは承継許可証（様式第11号）を、同項の許可をしなかったときは承継不許可書（様式第11号の2）を申請者に交付するものとする。

第12条第2項中「様式第10号」を「様式第12号」に改め、同条第3項中「合葬式墓地」の次に「又は合葬式樹木葬墓地」を加え、同条に次の1項を加える。

4 自己の使用を目的として合葬式墓地又は合葬式樹木葬墓地の使用許可を受けた者が死亡した場合において、当該使用許可に係る焼骨を埋蔵しようとする者は、埋蔵依頼書（様式第13号）に、使用許可証及び火葬許可証、改葬許可証、収蔵証明書又は埋蔵証明書を添えて指定

管理者に提出しなければならない。

第13条第1号カ中「様式第11号」を「様式第14号」に改め、同条第2号中「合葬式墓地」の次に「及び合葬式樹木葬墓地」を加える。

第14条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

条例第19条第2項の規定による申出は、合葬式墓地焼骨返還申出書（様式第15号）に使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

第15条第2項中「合葬式墓地使用終了届（様式第13号）」を「合葬式墓地等使用終了届（様式第16号）」に改める。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

第19条第2項中「様式第14号」を「様式第17号」に改める。

第22条中「様式第15号」を「様式第18号」に改める。

第23条第3項中「様式第16号」を「様式第19号」に、「様式第17号」を「様式第20号」に改める。

第24条第3号中「平和公園」を「霊園」に改める。

第25条第1項中「様式第18号」を「様式第21号」に改める。

第26条第1項中「様式第19号」を「様式第22号」に改め、同条第2項中「様式第20号」を「様式第23号」に改める。

様式第1号中「〒」を削り、

「

- (1) 火葬許可証、改葬許可証、埋蔵若しくは収蔵を証明する書類又は桜木霊堂の使用許可証(原本及び写し)
- (2) 死亡者の除かれた戸籍の全部事項証明書
- (3) 申請者と死亡者との続柄を証明する戸籍等(原戸籍、戸籍の全部事項証明書等)
- (4) 死亡者の祭祀を主宰する者であることのわかる書類(承諾書等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

を

」

「

- (1) 火葬許可証、改葬許可証、埋蔵若しくは収蔵を証明する書類
又は桜木霊堂の使用許可証(原本及び写し)
- (2) 死亡者の除かれた戸籍の全部事項証明書等
- (3) 申請者と死亡者との続柄を証明する戸籍の全部事項証明書等 　　に
- (4) 死亡者の祭祀を主宰する者であることのわかる書類(承諾書
等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

」

改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号

合葬式墓地使用許可申請書

年 月 日

(あて先)

申請者
住 所
フリガナ
氏 名
連絡先電話 ()
連絡先電子メールアドレス
@

千葉県霊園設置管理条例第5条第1項の規定により、桜木霊園合葬式墓地を使用したいので、下記のとおり申請します。

（死 被 亡 埋 者 蔵 氏 者 名 等）	埋蔵されることとなる方の氏名を記入し、それぞれ焼骨又は生前のいずれかに○をしてください。			
	1		焼骨・生前	申請者との続柄
	2		焼骨・生前	申請者との続柄
埋蔵方法	30年後合祀 ・ 直接合祀			
添付書類	<p>(1) 焼骨を所持している者((3)に掲げる者を除く。)</p> <p>ア 火葬許可証、改葬許可証、埋蔵若しくは収蔵を証明する書類又は桜木霊堂の使用許可証(原本及びその写し)</p> <p>イ 死亡者の除かれた戸籍の全部事項証明書等</p> <p>ウ 申請者と死亡者との続柄を証明する戸籍の全部事項証明書等</p> <p>エ 死亡者の祭祀を主宰する者であることのわかる書類(承諾書等)</p> <p>オ 埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書(直接合祀区分に限る。)</p> <p>カ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 焼骨を所持していない者</p> <p>ア 2体分の使用許可を受けようとする場合にあつては、申請者と申請に係る合葬式墓地に埋蔵されることとされている者との続柄を証明する戸籍の全部事項証明書等</p> <p>イ 申請者の血族関係を証明する戸籍の全部事項証明書等</p> <p>ウ 配偶者等及び2親等以内の血族からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書(直接合祀区分に限る。)</p> <p>エ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(3) 現に一般墓地を使用している者</p> <p>ア 一般墓地の使用許可証(原本及びその写し)</p> <p>イ 埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書(直接合祀区分に限る。)</p> <p>ウ その他市長が必要と認める書類</p>			

様式第3号中「下」を削り、「1段式 第 号 1年間」を「段式 第 号 1年間」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2

合葬式樹木葬墓地使用許可申請書

年 月 日

(あて先)

申請者
住 所
フリガナ
氏 名
連絡先電話 ()
連絡先電子メールアドレス
@

千葉県霊園設置管理条例第5条第1項の規定により、平和公園合葬式樹木葬墓地を使用したいので、下記のとおり申請します。

（死 被 亡 埋 者 蔵 氏 者 名 ） 等	埋蔵されることとなる方の氏名を記入し、それぞれ焼骨又は生前のいずれかに○をしてください。			
	1		焼骨・生前	申請者との続柄
	2		焼骨・生前	申請者との続柄
焼骨の種類別	普通焼骨 ・ 粉状焼骨			
添付書類	<p>(1) 焼骨を所持している者((3)に掲げる者を除く。)</p> <p>ア 火葬許可証、改葬許可証、埋蔵若しくは収蔵を証明する書類又は桜木霊堂の使用許可証(原本及びその写し)</p> <p>イ 死亡者の除かれた戸籍の全部事項証明書等</p> <p>ウ 申請者と死亡者との続柄を証明する戸籍の全部事項証明書等</p> <p>エ 死亡者の祭祀を主宰する者であることわかる書類(承諾書等)</p> <p>オ 埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書</p> <p>カ 使用許可に係る焼骨を粉状にすること等についての同意書(粉状焼骨区分に限る。)</p> <p>キ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 焼骨を所持していない者</p> <p>ア 2体分の使用許可を受けようとする場合にあっては、申請者と申請に係る合葬式樹木葬墓地に埋蔵されることとされている者との続柄を証明する戸籍の全部事項証明書等</p> <p>イ 申請者の配偶者及び2親等以内の血族関係を証明する戸籍の全部事項証明書等</p> <p>ウ 配偶者等及び2親等以内の血族からの埋蔵された焼骨は返還されないこと等についての同意書</p> <p>エ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(3) 現に一般墓地を使用している者</p> <p>ア 一般墓地の使用許可証(原本及びその写し)</p> <p>イ 埋蔵された焼骨は返還されないことについての同意書</p> <p>ウ その他市長が必要と認める書類</p>			

様式第4号を次のように改める。

様式第4号

一般墓地使用許可証

第 号
年 月 日

使用者 住 所
氏 名 様

印

次のとおり千葉市霊園設置管理条例第10条第1項の規定により一般墓地の使用を許可
します。

整 理 番 号		
霊 園 名 称	墓 域 区 分	使 用 場 所
桜 木 霊 園	普 通 墓 域	第 区 号
平 和 公 園	普 通 墓 域	第 区 号
	芝 生 墓 域	第 区 号
	林 間 墓 域	第 区 号
使 用 面 積	平方メートル	
使 用 料	円	
摘 要		

裏面

許可証の記載事項変更欄

変更区分	変更年月日	変更後の内容	確認印
	年 月 日		

注 意 事 項

- 1 墓碑等の新設又は改修、その他工事等をするときは、規則の基準に適合した設備の設置が必要となりますので、管理事務所に届け出て承認を受けてください。
- 2 焼骨の埋蔵又は改葬等を行う場合は、使用許可証に火葬許可証又は改葬許可証等必要書類を添えて管理事務所に届け出て所定の手続きをしてください。
- 3 使用許可証の記載事項に変更が生じた場合、使用許可証を紛失又は汚損した場合若しくは使用者が死亡したときなど、管理事務所に届け出て書換え等が必要になります。
- 4 使用区画内の清掃、雑草の除去、墓碑等工作物樹木等の管理、その他周囲に危険ないし損害を及ぼすことのないようにしてください。
- 5 一般墓地の使用の必要がなくなったときは、速やかにこれを原状に復して返還してください。
- 6 次のような場合には、使用許可を取り消すことがあります。
 - (1) 一般墓地を目的以外に使用したとき。
 - (2) 使用許可証を譲渡し、又は転貸したとき。
 - (3) 許可を受けてから、1年を経過しても、使用を開始しないとき。
 - (4) 使用者及びその家族が、住所不明となり、かつ、縁故者がなく10年を経過したとき。
 - (5) 千葉県霊園設置管理条例及び千葉県霊園管理規則に違反したとき。
 - (6) 使用者が、管理料を滞納し、その期間が3年を超えたとき。
 - (7) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けたとき。

様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号

合葬式墓地使用許可証 (30 年後合祀)

第 号
年 月 日

使用者 住所
氏名 様



次のとおり千葉市霊園設置管理条例第 10 条第 1 項の規定により桜木霊園合葬式墓地 (30 年後合祀) の使用を許可します。

埋蔵の位置	第 区 列 一 番	
被埋蔵 (予定) 者の氏名	1	
	2	
納骨棚に埋蔵する期間	使用許可を受けた日から 30 年間 年 月 日 から 年 月 日 まで	
使用料	円	
摘要		

裏面

埋蔵・改葬事項

被埋蔵者 氏名	埋蔵年月日	改葬年月日	適用	確認印

注 意 事 項

- (1) 生前に使用許可を受けた場合は、その死後において埋蔵手続がなされるよう、必要な措置を講じてください。
- (2) 焼骨の埋蔵又は改葬等を行う場合は、使用許可証に火葬許可証又は改葬許可証等必要書類を添えて管理事務所に届け出て所定の手続をしてください。
- (3) 使用許可証の記載事項に変更が生じた場合、使用許可証を紛失し、又は汚損した場合等は、管理事務所に届出が必要です。
- (4) 納骨棚に埋蔵する期間は使用許可を受けた日から30年間です。30年経過後は、骨壺から焼骨を取り出し、合祀室に合祀します。合祀した後は、埋蔵した焼骨は返還できません。
- (5) 合葬式墓地における納骨は、職員が行いますので、使用者等は納骨室へ立ち入ることはできません。
- (6) 合葬式墓地における参拝は、正面の参拝スペースで行い、納骨室及び合祀室へは立ち入ることはできません。
- (7) 千葉県霊園設置管理条例及び千葉県霊園管理規則の規定により、使用許可を取り消すことがあります。
- (8) 納付された使用料は返還いたしません。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号の 2

合葬式墓地使用許可証（直接合祀）

第 号
年 月 日

使用者 住所
氏名 様



次のとおり千葉市霊園設置管理条例第 10 条第 1 項の規定により桜木霊園合葬式墓地（直接合祀）の使用を許可します。

埋葬の位置	合 祀 室	
被埋葬（予定） 者の氏名	1	
	2	
使用料	円	
摘要		

裏面

埋 蔵 事 項

被埋蔵者 氏 名	埋蔵年月日	適 用	確 認 印

注 意 事 項

- (1) 生前に使用許可を受けた場合は、その死後において埋蔵手続がなされるよう、必要な措置を講じてください。
- (2) 焼骨の埋蔵を行う場合は、使用許可証に火葬許可証又は改葬許可証等必要書類を添えて管理事務所に届け出て所定の手続をしてください。
- (3) 使用許可証の記載事項に変更が生じた場合、使用許可証を紛失し、又は汚損した場合は、管理事務所に届出が必要です。
- (4) 許可に係る焼骨は、納骨袋に入れ替えた上で、他の使用者の焼骨と一緒に合祀室へ埋蔵するため、返還することはできません。
- (5) 合祀室への納骨は、職員が行いますので、使用者等は合祀室へ立ち入ることはできません。
- (6) 合葬式墓地における参拝は、正面の参拝スペースで行い、合祀室へは立ち入ることはできません。
- (7) 千葉県霊園設置管理条例及び千葉県霊園管理規則の規定により、使用許可を取り消すことがあります。
- (8) 納付された使用料は返還いたしません。

様式第6号を次のように改める。

様式第 6 号

桜木霊堂使用許可証

第 号
年 月 日

使用者 住所
氏名 様

印

次のとおり千葉市霊園設置管理条例第10条第1項の規定により桜木霊堂の使用を許可します。

使用区分	納骨壇	段式 第 号
	納骨棚	体 第 列 号
被収蔵者氏名		
使用期間	年間 年 月 日 から 年 月 日まで	
使用料	円	
摘要		

裏面

収蔵・改葬事項

被収蔵者 氏名	収蔵年月日	改葬年月日	適用	確認印

注 意 事 項

- 1 焼骨の収蔵又は改葬等を行う場合は、使用許可証に火葬許可証又は改葬許可証等必要書類を添えて管理事務所に届け出て所定の手続きが必要です。
 - 2 使用許可証の記載事項に変更が生じた場合、使用許可証を紛失若しくは汚損した場合又は使用者が死亡したときなど、管理事務所に届出が必要です。
 - 3 使用期間を更新する場合は、使用期間の満了の日の前日までに、使用許可証に必要書類を添えて管理事務所において申請することが必要です。なお、本市を転出した後の使用期間の更新は3回までとします。
 - 4 桜木霊堂における参拝は、正面の参拝場所で行い、収蔵室へは収蔵又は改葬等の場合のみ入室できます。
 - 5 納骨壇又は納骨棚を返還しようとするときは、使用期間満了の日までに、使用場所を原状に復して返還してください。
 - 6 千葉県霊園設置管理条例及び千葉県霊園管理規則の規定により、使用許可を取り消すことがあります。
 - 7 納付された使用料は返還いたしません。
- ◎ 必要書類等詳細につきましては、管理事務所にお問合わせください。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第6号の2

合葬式樹木葬墓地使用許可証

第 号
年 月 日

使用者 住所
氏名 様



次のとおり千葉市墓園設置管理条例第10条第1項の規定により平和公園合葬式樹木葬墓地の使用を許可します。

埋葬の位置		
被埋葬（予定）者の氏名	1	
	2	
焼骨の種別	普通焼骨 ・ 粉状焼骨	
使用料	円	
摘要		

裏面

埋 蔵 事 項

被埋蔵者 氏 名	埋蔵年月日	適 用	確 認 印

注 意 事 項

- (1) 生前に使用許可を受けた場合は、その死後において埋蔵手続がなされるよう、必要な措置を講じてください。
- (2) 焼骨の埋蔵を行う場合は、使用許可証に火葬許可証又は改葬許可証等必要書類を添えて管理事務所に届け出て所定の手続をしてください。
- (3) 使用許可証の記載事項に変更が生じた場合、使用許可証を紛失し、又は汚損した場合等は、管理事務所に届出が必要です。
- (4) 許可に係る焼骨は、納骨袋に入れ替えた上で、他の使用者の焼骨と一緒にカロートへ埋蔵するため、返還することはできません。
- (5) 合葬式樹木葬墓地におけるカロートへの納骨は、職員が行いますので、使用者等はカロートへ立ち入ることはできません。
- (6) 合葬式樹木葬墓地における参拝は、正面の参拝スペースで行ってください。
- (7) 千葉県霊園設置管理条例及び千葉県霊園管理規則の規定により、使用許可を取り消すことがあります。
- (8) 納付された使用料は返還いたしません。

様式第7号から様式第11号までを次のように改める。

様式第 7 号

住 所 氏 名 変 更 届

年 月 日

(あて先)

使用者 住 所
氏 名

千葉県霊園設置管理条例第 11 条の規定により、住所・氏名を変更したので届け出ます。

許 可 証 番 号		第 号	
一 般 墓 地	霊 園 名 称	墓 域 区 分	使 用 場 所
	桜 木 霊 園	普 通 墓 域	第 区 号
	平 和 公 園	普 通 墓 域	第 区 号
		芝 生 墓 域	第 区 号
		林 間 墓 域	第 区 号
合 葬 式 墓 地	<input checked="" type="checkbox"/> 桜木霊園合葬式墓地 (30 年後合祀)	第 区 列 一 番	
	<input checked="" type="checkbox"/> 桜木霊園合葬式墓地 (直接合祀)	合 祀 室	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平和公園合葬式樹木葬墓地 (通常)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平和公園合葬式樹木葬墓地 (粉骨)		
桜 木 霊 堂	納 骨 壇	段 式 第 号	
	納 骨 棚	体 第 号	
	使 用 期 間	年間 年 月 日から 年 月 日まで	
変 更 事 項	住 所	新	
		旧	
	氏 名	新	
		旧	
添 付 書 類	(1) 使用許可証 (2) 住所の変更を証明する書類 (住民票の写し等) (3) 氏名の変更を証明する書類 (戸籍の個人事項証明書等)		

様式第 8 号

承 継 届

年 月 日

(あて先)

承継者 住 所
氏 名

千葉市霊園設置管理条例第 11 条の規定により、祭祀を主宰する者として使用者の地位を承継したので届け出ます。

許 可 証 番 号		第 号	
一 般 墓 地	霊 園 名 称	墓 域 区 分	使 用 場 所
	桜 木 霊 園	普 通 墓 域	第 区 号
	平 和 公 園	普 通 墓 域	第 区 号
		芝 生 墓 域	第 区 号
	林 間 墓 域	第 区 号	
合 葬 式 墓 地	<input checked="" type="checkbox"/>	桜木霊園合葬式墓地 (30 年後合祀)	第 区 列 一 番
	<input checked="" type="checkbox"/>	桜木霊園合葬式墓地 (直接合祀)	合 祀 室
	<input checked="" type="checkbox"/>	平和公園合葬式樹木葬墓地 (通常)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	平和公園合葬式樹木葬墓地 (粉骨)	
桜 木 霊 堂	納 骨 壇	段 式 第 号	
	納 骨 棚	体 第 号	
	使 用 期 間	年間 年 月 日から 年 月 日まで	
被 承 継 者 (現 使 用 者)	住 所		
	氏 名		
承 継 理 由			
添 付 書 類	(1) 被承継者の使用許可証 (2) 承継許可証		

様式第 9 号

再 交 付 申 請 書

年 月 日

(あて先)

使用者 住 所
氏 名

千葉県霊園設置管理条例第 12 条の規定により、使用許可証の再交付を申請します。

許 可 証 番 号		第 号	
一 般 墓 地	霊 園 名 称	墓 域 区 分	使 用 場 所
	桜 木 霊 園	普 通 墓 域	第 区 号
	平 和 公 園	普 通 墓 域	第 区 号
		芝 生 墓 域	第 区 号
		林 間 墓 域	第 区 号
合 葬 式 墓 地	<input checked="" type="checkbox"/> 桜木霊園合葬式墓地 (30 年後合祀)	第 区 列 一 番	
	<input checked="" type="checkbox"/> 桜木霊園合葬式墓地 (直接合祀)	合 祀 室	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平和公園合葬式樹木葬墓地 (通常)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平和公園合葬式樹木葬墓地 (粉骨)		
桜 木 霊 堂	納 骨 壇	段 式 第 号	
	納 骨 棚	体 第 号	
	使 用 期 間	年間 年 月 日から 年 月 日まで	
再 交 付 申 請 の 理 由		<input type="checkbox"/> 紛失のため <input type="checkbox"/> その他 ()	

(注) 本人確認できるものが必要です。

様式第10号

承 継 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先)

申請者 (新たな使用者)
住 所
フリガナ
氏 名
現使用者との続柄
連絡先電話 ()
連絡先電子メールアドレス
@

千葉市霊園設置管理条例第20条第3項の規定により、祭祀を主宰する者として使用者の地位を承継したいので、下記のとおり申請します。

許 可 証 番 号		第 号	
一 般 墓 地	霊 園 名 称	墓 域 区 分	使 用 場 所
	桜 木 霊 園	普 通 墓 域	第 区 号
	平 和 公 園	普 通 墓 域	第 区 号
		芝 生 墓 域	第 区 号
	林 間 墓 域	第 区 号	
合 葬 式 墓 地	<input checked="" type="checkbox"/> 桜木霊園合葬式墓地 (30年後合祀)	第 区 列 一 番	
	<input checked="" type="checkbox"/> 桜木霊園合葬式墓地 (直接合祀)	合 祀 室	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平和公園合葬式樹木葬墓地 (通常)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平和公園合葬式樹木葬墓地 (粉骨)		
桜 木 霊 堂	納 骨 壇	段 式 第 号	
	納 骨 棚	体 第 号	
	使 用 期 間	年間 年 月 日から 年 月 日まで	
被 承 継 者 (現 使 用 者)	住 所		
	氏 名		
承 継 理 由	被承継者の死亡・その他 ※その他の場合は理由を下記に記載		

裏面

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">(1) 被承継者の使用許可証(2) 承継者の住民票の写し(3) 被承継者の除かれた戸籍の全部事項証明書等（死亡を原因とする承継に限る。）(4) 申請者の配偶者及び 2 親等以内の血族関係を証明する戸籍の全部事項証明書等(5) 祭祀を主宰する者であることのわかる書類（承諾書等）(6) 承継原因を証する書類（使用者の死亡以外の事由による承継の場合に限る。）(7) その他市長が必要と認める書類
---------	---

様式第 1 1 号

承 継 許 可 証

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付の承継申請については、千葉市霊園設置管理条例第 20 条第 3 項の規定により承継を許可し、千葉市霊園管理規則第 11 条の 3 の規定により次のとおり通知します。

承 継 者 氏 名			
承 継 者 住 所			
被 承 継 者 と の 続 柄			
被 承 継 者 氏 名			
承 継 の 理 由		被承継者の死亡 ・ その他 ()	
一 般 墓 地	霊 園 名 称	墓 域 区 分	使 用 場 所
	桜 木 霊 園	普 通 墓 域	第 区 号
	平 和 公 園	普 通 墓 域	第 区 号
		芝 生 墓 域	第 区 号
		林 間 墓 域	第 区 号
合 葬 式 墓 地	<input checked="" type="checkbox"/> 桜木霊園合葬式墓地 (30 年後合祀)	第 区 列 一 番	
	<input checked="" type="checkbox"/> 桜木霊園合葬式墓地 (直接合祀)	合 祀 室	
	<input checked="" type="checkbox"/> 平和公園合葬式樹木葬墓地 (通常)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平和公園合葬式樹木葬墓地 (粉骨)		
桜 木 霊 堂	納 骨 壇	段 式 第 号	
	納 骨 棚	体 第 号	
	使 用 期 間	年間 年 月 日から 年 月 日まで	

様式第 1 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 1 号の 2

承 継 不 許 可 書

第 号
年 月 日

様

年 月 日付の承継申請については、千葉市霊園設置管理条例第 20 条第 3 項の規定により承継を不許可とし、千葉市霊園管理規則第 11 条の 3 の規定により次のとおり通知します。

申 請 者 氏 名			
申 請 者 住 所			
使 用 者 と の 続 柄			
使 用 者 氏 名			
不 許 可 の 理 由			
一 般 墓 地	霊 園 名 称	墓 域 区 分	使 用 場 所
	桜 木 霊 園	普 通 墓 域	第 区 号
	平 和 公 園	普 通 墓 域	第 区 号
		芝 生 墓 域	第 区 号
	林 間 墓 域	第 区 号	
合 葬 式 墓 地	<input checked="" type="checkbox"/>	桜木霊園合葬式墓地 (30 年後合祀)	第 区 列 一 番
	<input checked="" type="checkbox"/>	桜木霊園合葬式墓地 (直接合祀)	合 祀 室
	<input checked="" type="checkbox"/>	平和公園合葬式樹木葬墓地 (通常)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	平和公園合葬式樹木葬墓地 (粉骨)	
桜 木 霊 堂	納 骨 壇	段 式 第 号	
	納 骨 棚	体 第 号	
	使 用 期 間	年間 年 月 日から 年 月 日まで	

裏面

(教示)

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。

様式第12号から様式第14号までを次のように改める。

様式第 1 2 号

親族外 収 蔵 申請書

年 月 日

(あて先)

使用者 住 所
氏 名

千葉市霊園管理規則第 12 条第 2 項の規定により、親族以外の者の焼骨を収蔵・埋蔵したいので申請します。

許 可 証 番 号	第 号		
一 般 墓 地	霊 園 名 称	墓 域 区 分	使 用 場 所
	桜 木 霊 園	普 通 墓 域	第 区 号
	平 和 公 園	普 通 墓 域	第 区 号
		芝 生 墓 域	第 区 号
	林 間 墓 域	第 区 号	
使 用 面 積	平方メートル		
桜 木 霊 堂	納 骨 壇	段 式	第 号
	納 骨 棚	体	第 号
	使 用 期 間	年間 年 月 日から 年 月 日まで	
死 亡 者	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
	関 係		
添 付 書 類 等	(1) 使用許可証 (2) 火葬許可証、改葬許可証又は埋(収)蔵証明書 (3) 祭祀主宰者であることのわかる書類		
擴 要			

様式第 1 3 号

埋 蔵 依 頼 書

年 月 日

(あて先)

(依頼者)
住 所
フリガナ
氏 名
墓地使用者との関係
連絡先電話 ()
連絡先電子メールアドレス
@

千葉県霊園管理規則第12条第4項の規定により、下記の焼骨を埋蔵したいので、次のとおり依頼します。

墓地使用者氏名		
被埋蔵者氏名		
霊園名称	墓域区分	使用場所
桜木霊園	合葬式墓地(30年後合祀)	第 区 列 一 番
	合葬式墓地(直接合祀)	合 祀 室
平和公園	合葬式樹木葬墓地(通常)	
	合葬式樹木葬墓地(粉骨)	
埋蔵予定日	年 月 日	
添付書類	(1) 桜木霊園合葬式墓地又は平和公園合葬式樹木葬墓地の使用許可証(原本及び写し) (2) 火葬許可証、改葬許可証又は埋(収)蔵証明書 (3) その他市長が必要と認める書類	
摘要		

様式第14号

一般墓地内工事施工届

年 月 日

(あて先)

申請者（使用者）

住所

氏名

連絡先電話 ()

連絡先電子メールアドレス

@

次のとおり工事を施工するため、千葉市霊園管理規則第13条第1号カの規定により、必要書類を添えて届け出ます。

許 可 証 番 号	第 号		
使 用 者	住 所		
	氏 名		
霊 園 名 称	墓 域 区 分	使 用 場 所	
桜 木 霊 園	普 通 墓 域	第 区 号	
平 和 公 園	普 通 墓 域	第 区 号	
	芝 生 墓 域	第 区 号	
	林 間 墓 域	第 区 号	
使 用 面 積	平方メートル		
施 工 期 間	年 月 日より	年 月 日まで	
添 付 書 類	(1) 墓地使用許可証 (2) 設計図、図面 (3) その他市長が必要と認める書類		
摘 要			

様式第20号を様式第23号とし、様式第19号を様式第22号とし、様式第18号を様式第21号とし、様式第17号中「〒」を削り、「墓地管理料の返還」を「墓地管理料の還付」に改め、同様式を様式第20号とし、様式第16号中「〒」を削り、同様式を様式第19号とし、様式第15号中「〒」を削り、同様式を様式第18号とし、様式第14号の次に次の3様式を加える。

様式第 1 5 号

合葬式墓地焼骨返還申出書

年 月 日

(あて先)

申出者
住 所
フリガナ
氏 名
連絡先電話 ()
連絡先電子メールアドレス
@

千葉市霊園設置管理条例第19条第2項の規定により、桜木霊園合葬式墓地に埋蔵した焼骨の返還を受けたいので、次のとおり申し出ます。

許可番号	第 号	
埋蔵の位置	第 区 列 一 番	
被埋蔵者の氏名	1	
	2	
返還を受けたい理由		
返還予定日	年 月 日	

様式第16号

合葬式墓地等使用終了届

年 月 日

(あて先)

使用者

住 所

フリガナ

氏 名

連絡先電話 ()

連絡先電子メールアドレス

@

千葉市霊園設置管理条例第19条第3項の規定により、合葬式墓地等を使用する必要がなくなったので、次のとおり届け出ます。

墓地の種類別		許可番号	区画番号
桜木霊園	合葬式墓地 (30年後合祀)		第 区 列 一 番
	合葬式墓地 (直接合祀)		合 祀 室
平和公園	合葬式樹木葬墓地 (通常)		
	合葬式樹木葬墓地 (粉骨)		
使用する必要がなくなった理由			

様式第 17 号

返 還 届

年 月 日

(あて先)

使用者 住 所
氏 名
連絡先電話 ()
連絡先電子メールアドレス
@

千葉県霊園管理規則第19条第2項の規定により、返還します。

許 可 証 番 号		第 号	
墓 地	霊 園 名 称	墓 域 区 分	使 用 場 所
	桜 木 霊 園	普 通 墓 域	第 区 号
	平 和 公 園	普 通 墓 域	第 区 号
		芝 生 墓 域	第 区 号
		林 間 墓 域	第 区 号
使 用 面 積	平方メートル		
桜 木 霊 堂	納 骨 壇	段 式 第 号	
	納 骨 棚	体 第 号	
	使 用 期 間	年間 年 月 日から 年 月 日まで	
改 葬 年 月 日	年 月 日		
返 還 の 理 由			
添 付 書 類		使用許可証	
摘 要			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

(千葉県霊園管理規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 千葉県霊園管理規則の一部を改正する規則（令和4年千葉県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第14号の改正規定を削る。